

## 千葉県総合スポーツセンター施設利用における遵守事項

(令和4年12月)

○以下の事項に該当する場合は、利用を見合わせてください。

- ・体調が良くない場合(例:発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合)
- ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- ・政府が定める所定期間内に入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等からの入国者との濃厚接触がある場合。

○マスク(品質の確かな、できれば不織布)を持参し、受付時など屋内での会話や屋外でも十分な身体的距離(2m以上を目安)が確保できない状況で会話する際には必要に応じてマスクを着用してください。

○こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を徹底してください。

○他の利用者、施設管理者スタッフ等との距離(できるだけ2m以上)を確保してください。(障がい者の誘導や介助を行う場合を除く。)

○感染防止のため、施設管理者が定めた確認事項を遵守してください。

○施設利用後は速やかに退場してください。

(ミーティングを行う必要がある場合は、三つの密を避けて実施してください)

○利用団体の代表者(申請者)は、利用者全員に上記事項を周知してください。

○「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン(スポーツ庁)」や各競技団体のガイドライン等を踏まえた対策を行ってください。

※コロナウイルス感染症の状況等をみながら、遵守事項等の見直しを行っていきます。

## 千葉県総合スポーツセンター利用者への確認事項

利用者は以下の事項について、該当がないかご確認をお願いします。  
以下の事項に該当する場合は、利用を見合わせてください。

### ■利用当日及び、利用前7日間における以下の事項の有無

- 平熱を超える発熱
- 咳(せき)、のどの痛みなど風邪の症状
- だるさ(倦怠(けんたい)感)、息苦しさ(呼吸困難)
- 嗅覚や味覚の異常
- 体が重く感じる、疲れやすい等

### ■利用前5日間における以下の事項の有無

- 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無

### ■政府が定める所定期間内に入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等からの入国者との濃厚接触

※利用団体の代表者は、上記確認事項について参加者全員の情報を把握しておくようお願いいたします。(書面の提出は必要ありません。)